

建設リサイクル法に関する特記仕様書

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)の対象工事であるため、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施にあたっては、建設リサイクル法に基づいて適正に行うこと。
 2. 本工事の落札者は、建設リサイクル法第12条の規定による書面(1)を監督員に提出し、その内容について説明すること。
(1 : 別表1～3のうち工事に該当するもの及び説明書)
 3. 本工事の落札者は、建設リサイクル法第13条の規定による書面(2)を監督員に提出すること。
(2 : 別紙1～3のうち工事に該当するもの)
 4. 受注者は、建設リサイクル法第11条の規定による通知のための書面(3)を監督員に提出すること。
(3 : 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書)
 5. 受注者は、再生資源化等が完了したときは、速やかに建設リサイクル法第18条の規定による通知のための書面(4)を監督員に提出すること。
(4 : 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書)
- (1)及び(2)の書面については松山市のホームページ(総務部契約課「申請書ダウンロード」)から最新版を入手して作成すること。